

消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う各種使用料等変更額

科目	ページ数
水道使用料・加入金	2
自治センター使用料	3
町立学校施設使用料	4
公民館使用料	5
勤労青少年ホーム使用料	6
町体育館使用料	7
温水プール使用料	8
町民グラウンド(夜間照明施設)使用料	9
武道館使用料	10
総合運動公園使用料	11
総合体育館使用料	12
屋内ゲートボール場使用料	13
老人福祉センター使用料	14
小金塚団地汚水処理施設使用料	15
共同福祉施設使用料	16
母畑レークサイドセンター使用料	17-18
道路占用料	19-22
法定外公共物占用料	23
準用河川流水占用料等	24

水道使用料等

施設名	水道使用料・加入金	担当	水道事業所庶務係
		連絡先	26-1502

1. 1ヶ月水道使用料金

単位:円

区分		使用水量					
		基本水量	基本料金		超過水量	超過料金	
			旧	新		旧	新
専用給水装置	家事用	10m ³	1,564	1,609	1m ³	193	198
	団体用	10m ³	2,352	2,419	1m ³	212	218
	営業用	20m ³	2,977	3,062	1m ³	212	218
	湯屋用	200m ³	11,714	12,049	1m ³	174	179
	工業用	100m ³	18,774	19,310	1m ³	174	179
	観賞用	10m ³	5,406	5,560	1m ³	900	926
	臨時用	1m ³	625	643			
共用給水装置		専用給水装置に準ずる					
私設消火栓	火災時の使用		無料				
	消火演習	1栓1回10分あたり	210	216			

2. 1ヶ月メーター使用料金

単位:円

口径別		使用料金	
		旧	新
専用給水装置	13mm	212	218
	20mm	425	437
	25mm	475	489
	30mm	588	604
	40mm	913	939
	50mm	3,554	3,655
	75mm	4,718	4,853
共用給水装置		専用給水装置の使用料金の1/2の額	

3. 加入金

単位:円

メーター口径	加入金の額	
	旧	新
13mm	62,592	64,380
20mm	100,208	103,071
25mm	162,699	167,348
30mm	294,204	302,610
40mm	406,747	418,369
50mm	613,281	630,804
75mm	1,433,097	1,474,043

自治センター使用料

施設名	自治センター使用料	担当	地域づくり推進課まちづくり推進係
		連絡先	26-9115

単位:円

区分	自治センター使用料							
	9:00 ~ 12:00		12:00 ~ 17:00		17:00 ~ 22:00		9:00 ~ 22:00	
	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新
小会議室	520	540	840	860	1,260	1,290	2,620	2,700
大会議室	730	750	1,050	1,080	1,470	1,510	3,250	3,340
軽運動場	730	750	1,050	1,080	1,470	1,510	3,250	3,340

町立学校使用料

施設名	町立学校施設使用料	担当	教育課総務係
		連絡先	26-9134

単位:円

区分	1回の使用料	
	旧	新
教室	210	210
特別教室・その他	310	320
屋内運動場	520	540
屋外運動場	520	540

- ・本町外の者が使用する場合の使用料は、2割増とする。ただし、10円未満の端数は、切り捨てる。
- ・照明等を使用する場合は、1時間につき100円を納付しなければならない。

公民館使用料

施設名	公民館使用料	担当	公民館
		連絡先	26-2566

単位:円

区分	公民館使用料							
	9:00 ~ 12:00		12:00 ~ 17:00		17:00 ~ 22:00		9:00 ~ 22:00	
	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新
小会議室 (第1会議室・第2会議室・第3会議室・第4会議室・礼法室)	520	540	840	860	1,260	1,290	2,620	2,700
大会議室 (ホール・日本間・第2、第3会議室の同時利用)	730	750	1,050	1,080	1,470	1,510	3,250	3,340

勤労青少年ホーム使用料

施設名	勤労青少年ホーム使用料	担当	教育課体育振興係
		連絡先	26-2566

単位：円

区分	勤労ホーム使用料					
	9:00 ~ 12:00		12:00 ~ 17:00		17:00 ~ 21:00	
	旧	新	旧	新	旧	新
講習室、調理室、会議室、和室、音楽室	520	540	840	860	1,000	1,080
軽運動場	730	750	1,050	1,080	1,170	1,290

・暖房器具使用料 1時間当たり100円

町体育館使用料

施設名	町体育館使用料	担当	教育課体育振興係
		連絡先	26-2566

単位:円

区分		対象者又は施設	体育館使用料							
			9:00 ~ 12:00		12:00 ~ 17:00		17:00 ~ 21:00		9:00 ~ 21:00	
			旧	新	旧	新	旧	新	旧	新
体育運動のために使用する 場合	普通使用	中学生以下	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料
		高校生	30	30	30	30	60	60	120	120
		一般	50	50	50	50	100	100	210	210
	団体使用	中学生以下	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料
		高校生	520	540	520	540	1,050	1,080	2,100	2,160
		一般	1,050	1,080	1,050	1,080	1,570	1,620	3,670	3,780
各種団体の集会又は大会等のために使用する 場合	入場料を徴収しない専用使用	体育館の一部	1,570	1,620	3,150	3,240	4,200	4,320	8,920	9,180
		施設の全域	2,100	2,160	3,670	3,780	4,720	4,860	10,500	10,800
	入場料を徴収する専用使用	施設の全域	5,250	5,400	10,500	10,800	15,750	16,200	31,500	32,400

温水プール使用料

施設名	温水プール使用料	担当	教育課体育振興係
		連絡先	26-2566

単位:円

区分	温水プール使用料金(1回につき2時間)							
	1回券		回数券(12回)		半年使用券		年間使用券	
	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新
小学校	100	100	1,000	1,030	2,000	2,060	3,700	3,810
中・高校生	200	200	2,000	2,060	4,000	4,120	7,500	7,720
一般	400	410	4,000	4,120	8,000	8,240	15,000	15,450

町民グラウンド使用料

施設名	町民グラウンド(夜間照明施設)使用料	担当	教育課体育振興係
		連絡先	26-2566

単位:円

区分	夜間照明施設使用料	
	旧	新
1時間あたり	3,150	3,240

・1時間未満の場合、30分単位として1時間の半額

武道館使用料

施設名	武道館使用料	担当	教育課体育振興係
		連絡先	26-2566

単位:円

区分	武道館使用料							
	9:00 ~ 12:00		12:00 ~ 17:00		17:00 ~ 21:00		9:00 ~ 21:00	
	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新
入場料を徴収しないとき	1,050	1,080	1,570	1,620	2,100	2,160	4,720	4,860
入場料を徴収するとき	2,100	2,160	3,150	3,240	4,200	4,320	10,500	10,800

施設名	総合運動公園使用料	担当	都市建設課都市整備係
		連絡先	26-9131

使用期間が1か月未満の場合は、以下の表(1、2、3)の使用料に1.08を乗じた額
(5円未満の端数は切り捨て、5円以上10円未満の端数は10円に切り上げ)

1. 公園施設を設ける場合

単位:円

施設の種類	単位	金額
売店	1㎡1月あたり	260
軽飲食店	1㎡1月あたり	260

2. 公園施設を管理する場合

単位:円

施設の種類	単位	金額
売店	1㎡1月あたり	470
軽飲食店	1㎡1月あたり	470

3. 公園を占有する場合

単位:円

区分	単位	金額
電柱、支柱、支線その他これらに類するもの	1本1年につき	電気通信事業法施行令 (昭和60年政令第75号) の別表に掲げる額
変圧塔	1基1年につき	1,050
送電塔	1㎡1年につき	630
標識	1本1年につき	840
水道管等の 地下埋設物	外径0.4m未満	管類の長さ1m1月につき
	外径0.4m以上	
看板、掲示板類	板面1㎡1月につき	520
法第7条第6号による仮設工作物	1㎡1日につき	30
工事用施設	1㎡1月につき	150
工事用材料置場		

4. 物品販売、興行等を行う場合

単位:円

行為の種類	単位	金額	
		旧	新
物品の販売、募金その他これらに類する行為	1日につき 1人	520	540
興行	1㎡1日につき	30	30
競技会、展示会、集会、撮影会等のため、公園の全部または一部を独占して使用するとき	1㎡1日につき	30	30

総合体育館使用料

施設名	総合体育館使用料	担当	教育課体育振興係
		連絡先	26-2566

1. 基本施設の使用料

単位:円

区分	使用の単位	使用料		アリーナの1/2使用					
		旧	新	旧	新				
入場料を徴収しないとき	アマチュアスポーツを目的とする行事	高校生以下	1時間につき	1,050	1,080	520	540		
		一般	1時間につき	2,100	2,160	1,050	1,080		
	その他の行事	平日	1時間につき	5,250	5,400				
		土日祝日	1時間につき	10,500	10,800				
入場料を徴収するとき	アマチュアスポーツを目的とする行事	高校生以下	1時間につき	2,100	2,160				
		一般	1時間につき	4,200	4,320				
	その他の行事	興行に類さないもの	平日	1時間につき	10,500	10,800			
			土日祝日	1時間につき	21,000	21,600			
		興行に類するもの	平日	1時間につき	21,000	21,600			
			土日祝日	1時間につき	42,000	43,200			
個人での使用	高校生以下		1時間につき		50	50			
	一般		1時間につき		100	100			

※21時以降及び8時以前の使用の場合、各々の額の4分の1を加算した額とする。

2. 付帯設備の使用料

単位:円

区分	使用の単位	使用料	
		旧	新
会議室	1室1時間につき	420	430
ミーティングルーム	1室1時間につき	520	540
ステージ	1時間につき	210	210
2Fフリースペース	1時間につき	780	810
放送設備	1時間につき	420	430
電光掲示板	1組1時間につき	420	430
シャワー	1回1人につき	100	100
椅子	1日1脚につき	10	10
フロアシート	1日1枚につき	100	100
仮設ステージ	1日1式	21,000	21,600

3. 電気及び暖房使用料

単位:円

区分	使用の単位	使用料		
		旧	新	
電気	アリーナ全灯使用	1時間につき	3,150	3,240
	アリーナ部分点灯使用	1灯1時間につき	100	100
	ステージ	1時間につき	450	460
	持込電気器具料	1kw1時間につき	210	210
暖房	アリーナ	1時間につき	3,150	3,240

※1、2、3各々の表における使用する時間の単位に満たない場合、その単位まで引き上げるものとする。

屋内ゲートボール場使用料

施設名	屋内ゲートボール場使用料	担当	保健福祉課高齢福祉係
		連絡先	26-9124

単位:円

区分	1コートあたり使用料(町外使用者は100円増し)					
	8:00 ~ 12:00		12:00 ~ 17:00		17:00 ~ 21:00	
	旧	新	旧	新	旧	新
個人	210	210	210	210	420	430
団体(5人以上)	520	540	520	540	1,050	1,080

老人福祉センター使用料

施設名	老人福祉センター使用料	担当	保健福祉課高齢福祉係
		連絡先	26-9124

単位:円

区分	石川町民						石川町民以外			
	60歳以上		中学生以上60歳未満		小学生		60歳以上		60歳未満	
	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新
入所料 1人1日につき	100	100	310	320	210	210	310	320	420	430

単位:円

区分	会議室使用料	
	旧	新
1室1回につき	2,100	2,160

小金塚団地汚水処理施設使用料

施設名	小金塚団地汚水処理施設使用料	担当	地域づくり推進課管理係
		連絡先	26-9115

単位:円

区分	汚水処理施設使用料(1カ月あたり)					
	基本料金			超過料金		
	基準	金額		基準	金額	
		旧	新		旧	新
一般住宅	4人まで	2,520	2,590	1人増すごとに	630	640
専用店舗	使用水量30m ³ まで	2,520	2,590	使用水量1m ³ 増すごとに	84	86
店舗併用住宅	4人以下で使用水量30m ³ まで	5,040	5,180	1人増すごとに	630	640
				使用水量1m ³ 増すごとに	84	86

共同福祉施設使用料

施設名	共同福祉施設使用料	担当	石川町商工会
		連絡先	26-3211

単位:円

区分		共同福祉施設使用料							
		9:00 ~ 12:00		12:00 ~ 17:00		17:00 ~ 22:00		9:00 ~ 22:00	
		旧	新	旧	新	旧	新	旧	新
多目的ホール	一般	3,150	3,240	3,670	3,780	3,670	3,780	10,500	10,800
	営業等	6,300	6,480	7,350	7,560	7,350	7,560	21,000	21,600
会議室(2F)	一般	1,570	1,610	2,100	2,160	2,100	2,160	6,300	6,480
	営業等	3,150	3,240	4,200	4,320	4,200	4,320	12,600	12,960

- ・土、日、祝日に使用する場合は2割増(10円未満の端数切捨て)
- ・冷暖房を使用する場合は、実費を基準として町長が定める額を別途徴収
- ・多目的ホールの放送設備の使用は、540円(旧520円)を別途徴収
- ・町商工会の会員以外の者が、営利を目的として使用する場合は、「営業等」の区分を適用し、この倍の額とする。

母畑レークサイドセンター使用料①

施設名	母畑レークサイドセンター使用料①	担当	母畑レークサイドセンター
		連絡先	26-3986

1. 庭球場使用料 単位:円

区分	1時間につき	
	旧	新
一般	520	540
高校生	310	320
小・中学生	210	210
ラケット使用料	210	210

2. スケート場使用料 単位:円

区分	1日につき	
	旧	新
一般	840	860
高校生	520	540
中学生	420	430
小学生以下	310	320

※冬期以外にラジコンサーキット場として使用する場合も同様

(スケート場附属設備等使用料) 単位:円

区分	1回につき	
	旧	新
貸靴	310	320
コインロッカー	100	100

3. レストハウス使用料 単位:円

区分	レストハウス使用料		
	旧	新	
宿泊(1泊) ※食事代は別途加算	大人	4,000	4,120
	小人	3,000	3,090
大広間	9:00~17:00(1時間ごと)	1,000	1,030
	17:00~21:00(1時間ごと)	1,500	1,540
小会議室	9:00~17:00(1時間ごと)	500	510
	17:00~21:00(1時間ごと)	700	720

※冬期間は別途暖房料を加算

4. 野営施設使用料 単位:円

区分		野営施設使用料			
		一泊		日帰り	
		旧	新	旧	新
バンガロー(1棟あたり)	5人用	3,150	3,240	1,050	1,080
テント(1張りあたり)	7~8人用	1,570	1,620	840	860
	4~5人用	1,050	1,080	520	540
	持込料	520	540	310	320
オートキャンプ	1サイト	1,570	1,620	-	-
炊事用具	一式	1,050	1,080	520	540
布団	一式	520	540	-	-
毛布	1枚	210	210	100	100

母畑レークサイドセンター使用料②

施設名	母畑レークサイドセンター使用料②	担当	母畑レークサイドセンター
		連絡先	26-3986

5. 海洋センター体育館使用料

単位:円

区分		対象者又は施設	海洋センター体育館使用料							
			9:00 ~ 12:00		12:00 ~ 17:00		17:00 ~ 21:00		9:00 ~ 21:00	
			旧	新	旧	新	旧	新	旧	新
1 体育運動のために使用する場合	普通使用	小学生以下	30	30	30	30	60	60	120	120
		中学生	50	50	50	50	100	100	210	210
		高校生・一般	100	100	100	100	210	210	310	320
	団体使用	小学生以下	310	320	310	320	520	540	1,050	1,080
		中学生	520	540	520	540	1,050	1,080	2,100	2,160
		高校生・一般	1,050	1,080	1,050	1,080	1,570	1,620	3,670	3,780
2 各種団体の集会又は大会等のために使用する場合	入場料を徴収しない専用使用	体育館の一部	1,570	1,620	3,150	3,240	4,200	4,320	8,920	9,180
		施設の全域	2,100	2,160	3,680	3,780	4,720	4,860	10,500	10,800
	入場料を徴収する専用使用	施設の全域	5,250	5,400	10,500	10,800	15,750	16,200	31,500	32,400

- ・入場料を徴収する場合であっても、最高額が100円以下のときは、入場料を徴収しない場合の使用料とする。
- ・入場料を徴収しない場合であっても、入場料に相当する物品を徴収したと認められるときは、入場料を徴収する場合の使用料とする。
- ・時間延長1時間につき、1時間割の金額を加算する。ただし、10円未満の端数は切り捨てる。
- ・申請が団体名であれば団体扱いとし、それ以外は個人扱いとする。

道路占用料①

施設名	道路占用料①	担当	都市建設課維持係
		連絡先	26-9133

占有期間が1か月未満の場合は、以下の表から算出した額に1.08を乗じた額
(1円未満の端数は切り捨て)

占有物件	単位	占用料		
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	460円	・第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
	第2種電柱		700円	
	第3種電柱		950円	
	第1種電話柱		410円	
	第2種電話柱		650円	
	第3種電話柱		900円	
	その他の柱類		41円	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	4円	・第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
	地下に設ける電線その他の線類		2円	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	400円	・表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
	地下に設ける変圧器	占有面積1㎡につき1年	250円	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	820円	・表示面積、占有面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
	郵便差出箱及び信書便差出箱		340円	
	広告塔	表示面積1㎡につき1年	990円	・占有料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占有料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。
	その他のもの	占有面積1㎡につき1年	820円	

道路占用料②

施設名	道路占用料②	担当	都市建設課維持係
		連絡先	26-9133

占用期間が1か月未満の場合は、以下の表から算出した額に1.08を乗じた額
(1円未満の端数は切り捨て)

占用物件		単位	占用料
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年	17円
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		25円
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		37円
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		49円
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		74円
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		98円
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		170円
	外径が0.7m以上1m未満のもの		250円
	外径が1m以上のもの		490円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			820円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.007を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路		490円
	地下に設ける通路		300円
	その他のもの		820円

・表示面積、占用面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。

・Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。

・占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

道路占用料③

施設名	道路占用料③	担当	都市建設課維持係
		連絡先	26-9133

占用期間が1か月未満の場合は、以下の表から算出した額に1.08を乗じた額
(1円未満の端数は切り捨て)

占用物件		単位	占用料	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1㎡につき1日	10円	
	その他のもの		99円	
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月 99円	
		その他のもの	990円	
	標識		1本につき1年	650円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	10円
		その他のもの	1本につき1月	99円
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	10円
		その他のもの		99円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	990円
その他のもの			490円	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1㎡につき1月	99円	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			82円	

・表示面積、占用面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。

・表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

・占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

道路占用料④

施設名	道路占用料④	担当	都市建設課維持係
		連絡先	26-9133

占用期間が1か月未満の場合は、以下の表から算出した額に1.08を乗じた額
(1円未満の端数は切り捨て)

占用物件		単位	占用料
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1 ㎡につき1 年	820円
令第7条第3号に掲げる施設			AIに0.028を乗じて得た額
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		AIに0.020を乗じて得た額
	上空に設けるもの		
	その他のもの		AIに0.028を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		AIに0.020を乗じて得た額
	その他のもの		AIに0.014を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		AIに0.020を乗じて得た額
	その他のもの		AIに0.014を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		AIに0.020を乗じて得た額
	上空に設けるもの		
	その他のもの		AIに0.028を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			AIに0.028を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車道路若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		AIに0.020を乗じて得た額
	上空に設けるもの		
	その他のもの	AIに0.028を乗じて得た額	

・表示面積、占用面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。

・AIは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
・占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

法定外公共物占用料

施設名	法定外公共物占用料	担当	都市建設課維持係
		連絡先	26-9133

占用期間が1か月未満の場合は、以下の表から算出した額に1.08を乗じた額
(1円未満の端数は切り捨て)

種類	区分	単位	占用料
土地の占用	橋りょう、棧橋又は通路敷地	占用面積1㎡	年額 160円
	駐車場、休憩場、商品置場又は材料置場	占用面積1㎡	年額 160円
	工作物等の設置（石川町道路占用料徴収条例別表に掲げるものを除く。）	占用面積1㎡	年額 170円
公有水面の占用	区画漁業権に基づく養魚	占用面積1アール	年額 60円
	区画漁業権に基づかない養魚	占用面積1アール	年額 210円
	その他	占用面積1アール	年額 420円

- ・本表に記載のないものは、町長がその都度定める。
- ・占用等の面積に1㎡未満、又は1アール未満の端数があるときは、これを1㎡又は1アールとみなして占用料を計算する。
- ・占用等の期間が1年に満たないとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、当該占用等の開始の日の属する月から占用等終了の日の属する月まで月割計算とする。
- ・1件の占用料の額が100円に満たないときは、これを100円とし、その額が100円以上の場合であって1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

施設名	準用河川流水占用料等	担当	都市建設課維持係
		連絡先	26-9133

以下の表から算出した額に1.08を乗じた額
(1円未満の端数は切り捨て)

1. 流水占用料

占用の目的	単位	占用料の額
発電以外の原動力	許可使用水量毎秒1リットルにつき1年	400円
その他	許可使用水量毎秒1リットルにつき1年	4,000円

・ 占用の期間が1年に満たないとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、当該占用開始日の属する月から占用終了の日の属する月まで月割計算とする。

・ 占用目的が発電の原動力とする流水占用料については、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第18条第1項第3号の規定により国土交通大臣が定めた額の範囲内で、福島県内の一級河川及び二級河川について福島県知事が定めた額と同額とする。

・ 1件の流水占用料が100円に満たないときは、これを100円とする。

2. 土石採取料その他の河川産出物採取料

種類	単位	採取料の額
砂	1m ³ につき	200円
砂利（直径8cm未満）	1m ³ につき	240円
切り込み砂利	1m ³ につき	230円
土砂	1m ³ につき	150円
栗石（直径8cm以上15cm未満）	1m ³ につき	240円
玉石（直径15cm以上20cm未満）	1m ³ につき	300円
野面石（直径20cm以上60cm未満）	1m ³ につき	380円
転石（直径60cm以上）	1m ³ につき	1,000円

・ 許可採取量が1m³未満であるとき、又は1m³未満の端数があるときは、これを1m³とみなして土石採取料その他の河川産出物採取料を計算する。

・ この表の種類により難しいもの又はこの表の種類にないものについては、類似の種類によりそのつど町長が定める。